第 10 回 横浜市税制調査会会議録						
日			時	平成 27 年 1	2月10日(木) 午前10時から正午まで	
開	催	場	所	関内第二駅	前ビル6G会議室	
出	出 席 者		者	青木委員、川端委員、柴委員、星野委員、望月委員		
欠	欠 席 者		者	上村委員、柏木委員		
開	催	形	態	公開(傍聴	者0人、取材0人)	
議			題	1. 地方法。	人課税のあり方について	
				2. その他		
決	定	事	項	なし		
議			事	1. 地方法。	人課税のあり方について	
				(座長)	前回、答申の組み換えなどを指示していた。事務局からその説明をし	
					てもらう前に、答申作成が遅れている理由があれば伺いたい。	
				(事務局)	1月に答申(案)をお示ししたい。平成 28 年度税制改正大綱の内容	
					を踏まえ、修正する部分があれば、それも反映した上で答申(案)と	
					したい。	
					答申作成が遅れている理由は、国の考え方がちらほらと出ている中	
					で、横浜市あるいは指定都市として問題に対する対応策について考え	
				(-11)	を巡らせていかなければならない状況におかれていた。	
				(座長)	たたき台の提出が遅れているというのが、方針が中々決まっていなか	
					ったということだが、このたたき台の内容で市内部の考え方は良いの	
				(** >\forall \qu	为。	
				(事務局)	地方法人課税や法人住民税の一部国税化の捉え方、考え方は、今まで	
				(広目)	議論していた内容からぶれていない。	
				(座長) (事務局)	それでは、答申の説明をお願いする。 資料1に基づき、「平成27年度横浜市税制調査会答申(素案)」につ	
				(事伤问)	資料1に基づき、「平成21年及傾供印税制調宜云谷中(糸糸/」にういて説明。	
				(座長)	まず、流れが良いか。第1章で状況の説明をしていて、第2章でメイ	
				()主义)	ンのもの、地方法人課税を2つの観点から元に戻せと主張する。さら	
					に第1章・第2章で答申は終わりだが、もう一歩進んで、第3章で地	
					方法人課税はこうあるべきだということを述べる。	
				(委員)	第1章は、市長向けなのか。	
				(座長)	意図している所は、いきなり地方法人課税の問題に取り組むよりは、	
				V—• •/	法人課税に対する状況を書いて、その中でも地方法人課税が危機的な	
					論争の中にあることを示し、我々が取り組むべき位置づけをはっきり	
					させていくのが第1章である。そうしないと実効税率の引き下げ論を	
					どのように捉えるのかが分かりにくくなる。その筋立てをするのが第	
					1章の位置づけである。企業版ふるさと納税の部分について、税制改	
					正大綱が決定され、それが報道のとおりなのか否かで書きぶりも変わ	

- ってくるだろう。企業版ふるさと納税の部分は、答申とは別に何か国 に対して発していかなければならない可能性もある。
- (委員) 所得課税でなくても良いのなら、固定資産税(償却資産)の投資減税 も同じだと思う。
- (座長) それは、大綱に間違いなく書かれると思う。第1章は、幅広に、法人 課税のことも書きつつ、その中でも地方税が危ないという形で書いて 行きたい。
- (委員) 第3章には、外形標準の話が出てくるが、それより前に外形標準の話 は書かなくても良いのか。
- (座長) 書かざるを得ない。しかし、我々が評価できるのか。拡大は、地方税 理論から見て適切であるとは、言える。
- (委員) 地方税本法で議論するのか、課税自主権の話で議論するのか。地方税 法本体の議論で、「こんな話がある。こんな風になる。こういう風に やってほしい」という議論であれば、第1章に入れてもいいと思う。 横浜市独自でやるということであれば、別に入れなくても良いと思 う。
- (座長) 横浜市独自で出来るわけではないので、書かざるを得ない。
- (委員) 独自でやっても良いと思う。そのつもりで前回話をした。しかし、独 自でやるか否かという観点で議論をしていないので、今回は見送りで いいと思う。
- (座長) これで終わりという議論ではなく、来年も再来年も続いていく議論であると思っている。第1章で裾を広げていきたいと思う。メインの第2章の部分について、ご意見をいただきたい。租税論と財政論の観点から議論してきた。第2章の中でも第1節がメインになってくる。「偏在性」と「景気感応性・不安定性」が言われすぎていて、これを根拠に国税化するのは行き過ぎである。これ以外に税法・税理論から見て反論するのがあれば、入れておきたい。
- (委員) 偏在の理屈は、応益課税だから偏在しても良いということではないと 思う。課税物件が偏在しているのだから、税収が偏在するのは当たり 前なのである。
- (座長) それを正当化しないといけないので、偏在しても、応益があるから問題ないという筋道で書いている。利益を受けている所に税収が集まるのは仕方のない事である。財政需要を発生させる要因のない、法人の集まっていない所に税収が集まらないのは当たり前のことである。という書き方をしている。
- (事務局) 国が偏在を言う際に使用しているのは、人口一人当たり税収である。
- (委員) ベンチマークが違うということを言った方がいい。次に、ベンチマー クは何がいいかということになり、それは、課税物件である。なぜそ

の課税物件なのかということになると、そこで初めて応益課税だから という話になる。それで結果的に税収が偏在しても、それは当たり前 であるという理屈になるのではないか。

(座長) その理解で書きたいとは思っている。ベンチマークが何が良いのかと いう理論は、書いた方が良いのか。

(委員) いきなり所得でも良いと思う。

(座長) 第3章とぶつかってしまうかもしれない。地方法人課税として何がふ さわしい課税か。適切か。パラレルであると思う。

(委員) 計算の仕組みのレベルの話と、それを支えている妥当根拠、つまり受益があるからという話と2本立てで説明するべきであると思う。

(委員) 企業誘致にかなり力を入れているという話は、ここに関係あるか。

(委員) それは租税特別措置の話ではないのか。

(委員) 企業誘致に横浜は力を入れているということを書かなくても良いのか。

(委員) それを書きすぎると、それだけ安くできるのだから、削っても良いと いう理屈になってしまう。

(委員) 頑張っているというアピールはするべきであるが、どうか。

(座長) 答申では、国が行っている事の批判から入ったので、その部分が書き にくいパターンになっている。これが、受益があるからという書き方 になっていると、そこは述べやすい。受益を与えているのであるから、 それによって儲かったものは、納税していただかないといけない。 あるいは、事務所があるということで、負担していただかないといけない。という話は、今の答申の書き方だと分散してしまう。

(事務局) 景気感応性の項目に果実が地方自治体が受け取れないのはおかしいという趣旨の文言があるので、そこに横浜は、企業立地頑張っているという旨の主張を入れるのはどうか。

(座長) 看板は掲げられないけれども、景気感応性の所で、しっかり書こう。

(主税部長)企業誘致をしているが、言葉として、税源涵養がある。法人が来ることによって、果実を受け取るということを税源涵養と言っている。税源涵養の一つとして、企業誘致を行っている。

(委員) それは、短期的ではなくて、長期的に見てと最初に言わないと、短期的に租税の特別措置で下げていますと言ったら、それだけ余力がある んだから取り上げても良いと言われてしまう。

(主税部長) 初期投資を減額している。税源涵養の一つであると言える。単なる負担軽減ではない。

(座長) ご指摘の部分をどのように入れるか。原稿の書き方がいろいろある。 極端な話を言ったら、法人課税が無くなったら、大変なことになる。 税源涵養の努力・インセンティブもゼロになる。法人は悪者になる。

今回の答申の書き方で、それが書けるかどうか。あまり書きすぎると 枝葉が多くなりすぎてしまう。書いてみてから、判断したい。重要な ので、できれば書き込みたい。

(事務局) 景気感応性の所に書いたらどうか。

(座長) 小見出しのようにするのがよいか。

- (委員) 法人事業税と法人住民税の性格が違う様な形で進んでいるというのがあるのではないだろうか。事業税は、外形が進んでいて、応益、受益と負担の関係をより明確化している。住民税は、応能性に近い、ふさわしいのではないかと指摘している先生もいる。横浜市の全体の流れからすると、住民税も受益と負担であるとする主張になっているが、そこをどうとらえるかというのが、第2章第2節と第3章に絡んでくる。租税論から見て、事業税と住民税の性格の違いというのは、どうなっているのか。住民税の動きを批判するのであれば、租税論の観点から批判できることなのかどうか分からない。
- (委員) 所得で見るというと応能的に見える。可処分所得があるなら、一部公 共財政に貢献してくださいということである。
- (委員) 性格が違うから、住民税は、交付税原資に入れても良いという理屈だと思う。事業税は応益性を高めている。横浜市は、住民税をそのようにとられると、法人の受益と負担はどこに求めるのか、という話になってしまう。横浜市として、住民税は、受益と負担であるという理屈は分かるが、そうすると、財政調整の税源交換を全面的に否定するのか
- (主税部長) 租税論からみた場合、各住民が負担を分任する。課税標準は、所得に 着目しているだけ。課税客体としてふさわしいかどうかを第3章で書 いている。
- (座長) 住民税と事業税の区別をするのは難しい。定説はない。政府としても公式見解はない。名前からしたら、住民税だから、市町村が勝つはず。事業税は、元々収益税とか、従業員に対する課税、事業に対する課税だから、応能性が強い。住民税は、分担金であると言える。この際、言っていった方がよい。「住民税こそが、応益課税である。地方分権の基本原則からして、市町村優先主義のため、住民税が応益課税をやるべきである。事業税も応益課税を主張しているけれども、本家はこっちなんだから、ちょっとは遠慮してもらいたい。」という趣旨を記載する。
- (事務局) 住民税の性格としては、地方の分担金というのが、財政需要を賄うためのものであることは、国としても異論がないところである。
- (座長) 法人が住民なのか、という議論は過去にしたことがあるが、実在説的 な議論から、地方の方が良いのか。個人と並んで同等に住民として自

治体の費用を分担すべきである。都道府県の場合は、この論理があまり通用しない。

(委員) そもそも所得割の課税ベースがおかしいという事。あくまで便法でやっているんだから、そこでこだわるなという事。

(事務局) 2章では、住民税は、そういう性格だから問題はない。3章で課税標準について、所得以外は何が良いかという書き方にしたらどうか。

(座長) 3章の方を書き込んで、主張したほうがいい。

(事務局) 外形標準は住民税にこそふさわしいということか。

(座長) そう思うが、どうか。

(委員) そうすると、たたき台(資料2)のP8の下から二つ目の黒丸の所に、 「住民がその能力に応じて負担するという性格を持つ」という表現が 矛盾すると思う。所得を課税しているからといって、応能という考え 方でなくてもよい。

(座長) メインは、租税論に着目をしてボリュームを増やしていきたいが、財 政調整論についても、国税化の理論として、財政調整・格差が挙げら れている。

- (主税部長)第2節の財政調整というのは、「国の責任において、国のカネを使って、」とあるがこれは、財政調整とは財政力の偏在是正という話だけではなく、財源保障機能も指していると理解している。そして、全体として、財源が保障されていないと受け止めている。指定都市市長会は、分権と絡めて、そもそも地方の財源そのものがないから、税源で保障してほしいと言っている。このところは、分けて、一つは、偏在是正、二つ目は、財源保障と言っているが、全体として財源が確保できていない。と記載したほうがいいのではないか。
- (委員) 財政調整の考え方に、財政需要に対する配慮がない。財政需要を見て、保障する時に、国が保障すべきなのに、地方間、東京や横浜が他の団体を保障しているのもおかしいと言える。法人住民税の位置づけとの関係だが、交付税の原資の話、偏在が高い法人住民税との税源交換が、これまでの横浜市の主張としてどういうスタンスになるのか。応益性が重視されるので、財政調整の原資に盛り込むのがおかしいという議論になるのか。
- (座長) そこまで専門的な話をすべきなのか。ここまでいくと国の専門家が議論すべきところであると思う。これは、逃げているわけではなくて、得られる実が少なく、議論が混迷する。応益に基づく法人住民税を奪って、交付税財源にするのがおかしい。応益負担に戻せというべき。交付税にするのは、共有税のようにイメージし、正当化されるが、地方の共有税は、ありえないといえる。大都市も財政調整に協力しろと言われている気がする。

(委員) マクロの財政調整をしないと機能しないものであって、地方間で財政 調整するのはおかしいとは言える。

(座長) エセ水平調整である。

(委員) 税源交換の事を書かないと、「それは税源交換ですから」といわれて 逃げられるのではないか。

(座長) 今回の改革について、税源交換であると一切言わなかった。

(委員) 税源交換の機能はあると思う。

(事務局) 消費税は全部社会保障財源に使うと抜本改革法には明記されている。 そうした中で、税源交換と言ってしまうと、一般財源部分が失われて しまうので、そうした主張ができなくなったと思っている。

(委員) それを書いて良いと思う。論点としてはあると思う。

(座長) 枠囲いで入れようか。

(委員) 税源交換の話は○○で、受益の話は○○である。そっちが柱でこっち は○○です。って言った方が、税源交換の所に逃げ込まれないと思う。

(座長) 「社会保障財源として首を捕まえれている」ものと「税源交換論はお かしい」という旨を盛り込みます。

(委員) 横浜市の財政需要について、盛り込まなくても良いのか。

(座長) 指定都市・大都市として財政需要を入れた方がよい。入れる場所は、 第2章第2節か。第2節で区分を設けるか、枠囲いか。

(委員) P9のグラフの中で、横浜市の情報が入れられるのか。必ずしも潤沢 ではないといいたい。

(委員) 今は、受益と負担の関係でいれている。

(委員) 力を入れている子育て関係はどうか。まさに、法人も受益を受けている。アピールになる。

(座長) ボリュームと位置はどうするか。

(委員) このグラフで何が言いたいのか。お金が足りないという事が言えれば いいのか。

(座長) 交付税に対する見方。 財と税の立場がある。税で取られたけど、交付税で来たからいいという理屈は困る。

(税制課長) 青本のグラフを用いており、青本の中の赤字で記載されているのが横 浜市の数字。

(委員) 指定都市の数字より、本市の数字の方が大きければ使いやすい。

(座長) どこでグラフを使うか。第1節で使った方が安全か。これだけ法人に 対する需要があるんだから、偏在があっても当たり前という使い方。

(委員) 後ろに入れても、結局この話ね、となる。

(座長) 交付税の算定問題になってしまう。交付税財源に突っ込まないで戻せ というわけだから、突っ込んだ後がおかしいという理屈はダメ。本格

		的にやるには、別の機会にやるのが安全だと思う。「あくまでも法人
		がらみでこれだけ財政需要が発生していて、それが大都市特有のもの
		である。」ということを第1節で入れると論理がたつ。入れる分量は
		判断していただきます。
		第3章は、半歩前に出た議論ができる。
	(委員)	P13 はもっと上品な言葉にしてほしい。
		P14の3つ目の黒丸ですが、「活動規模」という表現はいかがなもの
		か。
	(座長)	昔はそういう表現をした。
	(委員)	受益の規模、大きさ、多寡、受益そのもの。法人は応益である。応益
		をものさしにできるものはなにか、課税物件。
	(座長)	課税物件とは何か。
	(委員)	所得・財産・消費が課税物件、それを数値化するのが課税標準。所得
		は、課税物件、所得金額は、課税標準。課税物件に何にするか。それ
		を数値化するのは、金額なのか、個数なのか、含有量なのか。
	(座長)	どうやっていったらよいか。
	(委員)	法人の応益を表すのに適した課税物件は何か、それを課税標準とする
		ときの、ものさしは、何にしたらよいか。事業所税だったら、事業所
		の数。
	(座長)	今の説明で答申を書いてみて、委員に見ていただく。また、事業税と
		の違いも書いてみていただくことにする。
	2. その他	
	特にな	L
資 料	1 資料	
•	(1) 平成	27 年度横浜市税制調査会答申 (素案)
特記事項	(2) 平成 27 年度横浜平成 27 年度横浜市税制調査会答申(たたき台)	

2 特記事項

次回は、改めて日程調整をする。